

在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書

去る 11 月 19 日午前 5 時 25 分ごろ、本市の国道 58 号線・泊交差点で米軍トラックが軽トラックと衝突し、軽トラックを運転していた本市在住の会社員が胸などを強く打ち死亡する痛ましい事故が起きた。

那覇署は同日、米軍車両を運転していた米軍牧港補給地区所属の海兵隊上等兵を逮捕、21 日午前、自動車運転処罰法違反（過失運転致死）と道交法違反（酒気帯び運転）の容疑で那覇地検に送致した。容疑者からは、基準値の 3 倍のアルコールが検出されている。

在沖米軍は昨年 4 月の元海兵隊員による女性殺害事件を受け、「綱紀粛正」を表明したものの、米兵による飲酒運転が相次ぎ、そして今回の死亡事故が発生したものである。

在日米軍は 20 日、日本駐留の全ての米兵に対し飲酒を禁止し、在沖米兵に対しては、基地・住居間の移動を除いた外出を禁止した。米軍の飲酒禁止措置はこれまで何度も実施されてきたが、事件・事故は繰り返し発生しており、実効性が極めて乏しいのは過去の事例で明白である。

米軍はこれまでも事件・事故のたびに「再発防止」「綱紀粛正」を強調してきたが、その効果は殆どなく、全国の 7 割の米軍専用施設が集中する沖縄では、繰り返される米兵と米軍の事件・事故に県民の怒りは頂点に達している。

よって那覇市議会は、那覇市民の尊い生命が奪われた今回の在沖海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関して、米軍当局並びに関係機関に対し、強い怒りを込めて厳重に抗議するとともに、再発防止に向けて下記事項の徹底、実現を強く要請する。

記

- 1 被害者家族に対する謝罪及び迅速に完全補償を行うこと
- 2 米軍車両を飲酒した米兵が運転できた経緯、米軍車両と米兵の管理実態を明らかにすること
- 3 在沖米軍人・軍属等の綱紀粛正、事件・事故の再発防止に向けて、実効性のある抜本的な施策を講ずること
- 4 日米地位協定の抜本的改定、在沖米軍基地の整理・縮小を行うこと

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 29 年（2017 年）12 月 1 日

那 覇 市 議 会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長